

「調湿建材登録・表示制度」に関する

調湿建材登録・表示規定

平成19年10月 1日 制定

平成20年 3月14日 改定

平成24年 4月 1日 改定

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
「調湿建材登録・表示制度」に関する

調湿建材登録・表示規定

平成 19 年 10 月 1 日制定

平成 20 年 3 月 14 日改定

平成 24 年 4 月 1 日制定

(目 的)

第 1 条 この規定は、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会（以下、協会という。）が、所定の調湿性を有する調湿建材を対象として、調湿建材登録・表示制度（以下、本制度という。）に関する登録及び調湿建材マークの表示に係る管理・運営方法を定め、品質に優れた製品を供給し、快適な暮らしの増進に寄与することを目的とする。

(用 語)

第 2 条 この規定に用いる用語の意味は、次のとおりとする。

調湿建材 主に室内などの対象空間の相対湿度変動を緩和するために用いられる建築材料。

吸 湿 空気中に含まれる水分を吸収する現象。一般的に材料は空気中の水分の量に応じて、水分を吸収し、ある一定の平衡状態になる。

放 湿 材料中に含まれる水分が空気中に放出される現象。一般的に材料は空気中の水分の量に応じて、ある一定の水分を保持し（この状態を平衡状態という。）、空気中の水分がそれ以下になると材料中にある水分を空気中に放湿する。

吸放湿性 空気中の水分（湿気）を吸収したり放出する材料の性質。

調 湿 性 周囲雰囲気中の相対湿度変動を緩和する材料の性質。

(適用範囲)

第 3 条 この規定は、本制度に関する「調湿建材判定基準」に適合する製品を協会が登録し、企業等が登録された調湿建材製品（以下、登録製品という）の調湿建材マーク（以下マークという）を表示する場合に適用する。

(対象製品)

第 4 条 対象製品は、内壁、天井、床などの内装に使用される調湿建材とし、国産品および輸入品を問わない。対象製品の形態は、板材、シート材、仕上塗材の単体、又はその複合体であり、施工により室内等に露出されて使用されるものを対象とする。尚、前記複合体には、調湿性を有する下地材を用いて、現場において透湿性または調湿性を有するシート材または塗布材で被覆されたもの、および、調湿性を有する下地材を用いて、一定の間隔において透湿性を有する隔膜等を介したものも含む。

企業等が申請する対象製品の範囲は、主たる成分が同じ原材料で構成され、かつ、調湿性能を発現する主たる機構が同じである製品また製品群とする。

(申請者)

第 5 条 協会に調湿建材の登録及びマークの表示を申請する者は、当該製品の製造者、輸入業者、販売業者とし、協会の会員、非会員を問わない。

(申 請)

第 6 条 申請者は、第 4 条に記載の対象製品毎に次の各号に定める資料を協会に提出する。

(1) 調湿建材登録・表示申請書 1 部（様式－1）

- (2) 調湿建材登録・表示契約書 1部（様式－2）
申請時には押印の必要はありません。
- (3) 調湿建材登録・表示管理担当者登録届 1部（様式－3）
- (4) 調湿建材性能試験成績書 1部（付則－2）
- (5) その他、上記各項に定める添付資料、協会が要求する資料
（申請手数料）

第7条 申請者は申請した製品の調湿建材登録・表示審査結果通知書を受領後、協会に申請手数料を支払う。申請手数料は、本制度に関する「申請・変更申請・登録管理・登録延長手数料についての規定」（付則－1）による。

（調湿建材登録・表示審査委員会）

- 第8条 調湿建材登録・表示申請の審査を行う機関として、協会の調湿建材部会の下に調湿建材登録・表示審査委員会（以下、審査委員会という。）を設置する。
2. 審査委員会は、部会長を含め5名以上の委員で構成する。
 3. 審査委員会の委員長及び委員は、調湿建材部会で選任する。
 4. 審査委員会の委員長及び委員の任期は1期2年とする。ただし、交替、再任を妨げない。

（審査委員会の召集・開催）

第9条 審査委員会は、申請状況により委員長が招集・開催する。

（審査）

- 第10条 審査委員会は第6条に基づき提出された申請書類を審査し、その結果を「調湿建材登録・表示審査結果通知書」（様式－4）により通知する。審査合格した製品については、協会が「調湿建材表示登録書」（様式－7）を発行する。
2. 審査委員会は、申請製品の審査にあたって、必要に応じ第6条に関連する資料に追加して資料を求めることができる。
 3. 審査委員会は、申請製品の審査にあたって、提出された資料の説明を申請者に求めることができる。

（登録）

- 第11条 審査委員会は、申請が次の各号のすべてに該当する場合、当該製品を調湿建材として登録し、マークの使用を認めるものとする。
- (1) 調湿建材登録・表示申請書（様式－1）に不備がないこと。
 - (2) 調湿建材性能試験成績書による性能が、本制度に関する「調湿建材判定基準」に適合していること。
 - (3) 調湿建材登録・表示契約書（様式－2）に不備がないこと。
 - (4) 調湿建材管理担当者登録届（様式－3）に不備がないこと。
 - (5) 当該製品の使用方法や施工要領が、カタログ、工事仕様書、施工要領書、技術資料などによって確認でき、「調湿建材判定基準」に適合していること。
 - (6) 申請者又は製造業者における当該製品の品質管理が、別途定める「調湿建材判定基準」に適合すること。
 - (7) 非会員にあつては、企業等の概要が確認できること。

（調湿建材性能試験成績書及び試験機関）

第12条 調湿建材性能試験成績書は、JIS A 1470-1：2002（調湿建材の吸放湿性試験方法－第1

部：湿度応答法－湿度変動による吸放湿試験方法）及び JIS A 1475：2004（建築材料の平衡含水率測定方法）に基づく吸放湿量並びに平衡含水率の試験を実施できる機関が発行した ものとする。

試験機関は JIS Q 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）適合機関および協会が定める第三者試験機関（付則－3）記載の機関とする。

（登録管理手数料）

第 13 条 申請者は、「調湿建材登録・表示審査結果通知書」（様式－4）の送達後、一ヶ月以内に登録管理手数料を協会に支払う。手数料は本制度に関する「申請・変更申請・登録管理・登録延長手数料についての規定」（付則－1）による。

（登録期限）

第 14 条 登録製品のマークを表示できる登録期限は、「調湿建材登録・表示審査結果通知書」（様式－4）の発行日の年度末から数えて 3 年目の年の年度末とする。また、同一申請者における第 2 番目以降の登録は、第 1 番目の登録期限に併合し管理する。

（表 示）

第 15 条 登録製品は、カタログ、製品、包装・容器等に、次のマークを表示することができる。第 4 条規定の現場施工の複合体については、本表示とともに登録を受けた施工仕様等を併記する。



2. マークの表示は、本制度に関する「調湿建材表示マークの規定」（付則－4）により、マークと規定の文字は一体不可分で表示する。色調範囲、およびプロポーシオンは例示を参考とし、その他、大きさ、会社名の付与等については規定を設けない。

（責 任）

第 16 条 登録を受けた者は、登録製品の品質及び表示に誤認を生じるおそれのないよう注意しなければならない。尚、故意又は過失の有無に係らず、品質又は表示から生じる責任は登録を受けた者が負うものとし、協会は一切の責任を負わない。

（管 理）

第 17 条 登録製品およびマークの適切な使用状況の管理を調湿建材部会は担う

（召集・開催）

第 18 条 部会長は登録製品およびマークの実施状況、協会問合せ状況等により必要と認めるとき、調湿建材部会を召集・開催する。

第 19 条 調湿建材部会は、第 11 条に基づく登録製品を対象とし、次の各号の管理を行う。

- (1) 登録製品の包装、容器、販売用資料、広告等における調湿建材に係る表示内容の確認及び違反が認められた場合の措置。
 - (2) マークの適正な使用状況の確認及び違反が認められた場合の措置。
 - (3) 第 21 条に定める変更内容の確認及び変更の要否に関する措置。
- 2 調湿建材部会は、本制度の普及・啓発に努める。

(違反等への勧告及び登録の取消)

第 20 条 調湿建材部会は、登録製品が次の各号の何れかに該当する場合は、登録を受けた者に勧告又は登録を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請が行われたことが、登録後に判明した場合。
- (2) 「調湿建材判定基準」に満たない製品が流通している場合。
- (3) この規定又は調湿建材登録・表示契約書（様式－2）に違反している場合。
- (4) 故意又は過失の有無に係らず、苦情等により本制度および協会の名誉を損ねた場合。

(変更・中止等の届出)

第 21 条 登録後に、次の各号に係る変更、が生じた場合は、速やかに協会へ「調湿建材登録・表示 変更・中止届」（様式－5）を提出しなければならない。

- (1) 登録製品名の変更
- (2) 会社名、住所、連絡先等の変更
- (3) 登録製品の第三者への譲渡や OEM 等による製造・販売・輸入元の変更
- (4) 登録者は、「調湿建材登録・表示変更・中止届」（様式－5）の提出し、請求書受領後に変更申請手数料を協会に支払う。手数料は本制度に関する「申請・変更申請・登録管理・登録延長手数料についての規定」（付則－1）による。
- (5) 登録製品の生産・販売・輸入の中止
- (6) 表示マークの使用中止

(登録の延長)

第22条 登録およびマークの使用は、第 14 条に基づき 3 年毎に延長できる。

登録期限を延長する場合は、登録期限の一ヶ月前までに、協会に「調湿建材登録・表示延長届」（様式－6）を提出しなければならない。

同一申請者における第 2 番目以降の登録は、第 1 番目の登録期限に併合し管理するため、「調湿建材登録・表示延長届」、登録延長手数料は不要とする。

(登録延長手数料)

第23条 登録者は、協会に調湿建材登録・表示延長届（様式－6）を提出し、請求書受領後に登録手数料を支払う。登録延長手数料は、本制度に関する「申請・変更申請・登録管理・登録延長手数料についての規定」（付則－1）による。

(情報提供)

第 24 条 協会は、本制度に係る募集を行うとともに、本規定、調湿建材判定基準、申請書類、附則等をホームページで公表し、登録製品、マークの使用、調湿建材の効果等をホームページ等で公表し、広く情報提供する。

(秘密保持義務)

第 25 条 協会の職員及び調湿建材部会の委員は、この規定に基づく調湿建材登録・表示に関して知

り得た情報を外部に漏らしてはならない。又、自己の利益のために、本登録・表示の運用、普及に支障がでるような情報を開示してはならない。

(規定の改定)

第 26 条 この規定の改定は、調湿建材部会が発議し、品質保証委員会において行うものとし、運営委員会の承認をもって発効するものとする。

(事務局)

第 27 条 調湿建材登録・表示に係る事務局を、次に設置する。

所在地 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2 丁目 17 番 8 号 KDX 浜町ビル 5F

名 称 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会 調湿建材部会事務局

T E L 03-5640-0901 F A X 03-5640-0905

(雑 則)

第 28 条 この規定に定めのない事項は、調湿建材登録・表示審査委員会で討議し、調湿建材部会に報告する。

(付 則)

第 29 条 この規定は、2007 年 10 月 1 日より施行する。